

定年前に退職する意思を有する職員の募集等に係る権限の委任に関する訓令の一部を改正する訓令案 新旧対照条文
 ○ 定年前に退職する意思を有する職員の募集等に係る権限の委任に関する訓令（平成25年厚生労働省訓第23号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第1 検疫所		別表第1 検疫所	
委任を受ける職員の占める官職	定年前に退職する意思を有する職員の募集等の権限の及ぶ官職の範囲	委任を受ける職員の占める官職	定年前に退職する意思を有する職員の募集等の権限の及ぶ官職の範囲
各検疫所長	当該検疫所に属する官職。ただし、所長、次長、企画調整官、輸入食品・検疫検査センター長、輸入食品中央情報管理官、課長（支所課長を除く。）、上席空港検疫管理官、港湾衛生評価分析官、輸入食品監督官、統括検査官、支所長、出張所長及び検疫調整官（東京検疫所東京空港検疫所支所に限る。）を除く。	各検疫所長	当該検疫所に属する官職。ただし、所長、次長、企画調整官、輸入食品・検疫検査センター長、輸入食品中央情報管理官、課長（支所課長を除く。）、上席空港検疫管理官、港湾衛生評価分析官、輸入食品監督官、統括検査官、支所長及び出張所長を除く。
別表第3 試験研究機関		別表第3 試験研究機関	
委任を受ける職員の占める官職	定年前に退職する意思を有する職員の募集等の権限の及ぶ官職の範囲	委任を受ける職員の占める官職	定年前に退職する意思を有する職員の募集等の権限の及ぶ官職の範囲
国立医薬品食品衛生研究所長 国立保健医療科学院長 国立社会保障・人口問題研究所長 国立感染症研究所長	当該機関に属する官職。ただし、所長、院長、副所長、次長、安全性生物試験研究センター長、研究情報支援研究センター長、保健医療経済評価研究センター長、感染症疫学センター長、エイズ研究センター長、病原体ゲノム解析研究センター長、インフルエンザウイルス研究センター長、薬剤耐性研究センター長、企画調整主幹、統括研究官、政策研究調整官、部長、課長、国際協力室長、バイオセーフティー管理室長、動物管理室長（国立感染症研究所動物管理室長に限る。）及び支所長を除く。	国立医薬品食品衛生研究所長 国立保健医療科学院長 国立社会保障・人口問題研究所長 国立感染症研究所長	当該機関に属する官職。ただし、所長、院長、副所長、次長、安全性生物試験研究センター長、感染症疫学センター長、エイズ研究センター長、病原体ゲノム解析研究センター長、インフルエンザウイルス研究センター長、薬剤耐性研究センター長、企画調整主幹、統括研究官、政策研究調整官、部長、研究情報支援研究センター長、課長、国際協力室長、バイオセーフティー管理室長、動物管理室長（国立感染症研究所動物管理室長に限る。）及び支所長を除く。
別表第6 地方厚生局		別表第6 地方厚生局	
委任を受ける職員の占める官職	定年前に退職する意思を有する職員の募集等の権限の及ぶ官職の範囲	委任を受ける職員の占める官職	定年前に退職する意思を有する職員の募集等の権限の及ぶ官職の範囲
各地方厚生局長	当該地方厚生局（四国厚生支局を除く。）に属する官職。ただし、局長、部長、管理官、次長、課長（給与法第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表(-)による職務の級が5級以下である事務所の課長を除く。）、支所長、分室長（厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）	各地方厚生局長	当該地方厚生局（四国厚生支局を除く。）に属する官職。ただし、局長、部長、管理官、課長（給与法第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表(-)による職務の級が5級以下である事務所の課長を除く。）、支所長、分室長（厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第73

第735条の2に規定する分室の長を除く。) 事務所長、年金審査分室長、主任情報官、統括指導医療官、総括社会保険審査官及び社会保険審査官を除く。

5条の2に規定する分室の長を除く。) 事務所長、年金審査分室長、主任情報官、統括指導医療官、総括社会保険審査官及び社会保険審査官を除く。